

I 中堅教諭等資質向上研修実施要項

1 目的

教育公務員特例法第24条第1項の規定により、公立の小学校等における教育に関し相当の経験を有し、教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭に対して、授業力と生徒指導力に関しての専門性を発揮させながら、特に中堅教諭として学校を支える力の伸長を図る上で必要とされる資質の向上を図る。

2 対象

中堅教諭等資質向上研修の対象となる者は、原則として、令和7年4月1日現在において、在職期間が10年を経過した教諭とする。

なお、下記に留意のこと。

(1) 在職期間について

イ 在職期間は、国立学校、公立学校又は私立学校である小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の教諭として在職した期間（臨時的に任用された期間を除く。）を通算した期間とする。

ロ 在職期間を計算する場合において、指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した期間があるときは、その期間を、当該在職期間に通算するものとする。

ハ 休職又は停職により現実に職務を執ることを要しない期間が引き続き1年以上あるときは、その期間の年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を当該在職期間から除算する。

ニ 職員団体の役員として専ら従事した期間が引き続き1年以上あるときは、その期間の年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を当該在職期間から除算する。

ホ 配偶者同行休業をした期間が引き続き1年以上あるときは、その期間の年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を当該在職期間から除算する。

ヘ 育児休業をした期間が引き続き1年以上あるときは、その期間の年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を当該在職期間から除算する。

(2) 対象から除く者等について

イ 任命権者が当該者の経験・能力等を勘案して中堅教諭等資質向上研修を実施する必要がないと認める者は対象から除く。

ロ 他の任命権者が実施する中堅教諭等資質向上研修を受けた者は対象から除く。

ハ 平成29年度までの10年経験者研修、令和6年度までの中堅教諭等資質向上研修を受けた者は除く。

(3) 対象者の弾力化

近年の教員の大量退職、大量採用を背景に多くの学校現場において、若手教員から中堅教員の世代に学校運営の中核として活躍が求められる状況を踏まえ、次の要件に該当するものを対象者に加える。

5年経験者研修受講を修了し、かつ本県での教諭としての経験が10年に満たない者で、本人の受講への意欲、講師経験、年齢、主任等発令状況、本人の資質能力等を総合的に勘案し、中堅教諭等資質向上研修を受講させることが適当であると校長が推薦する者。
--

3 内容

研修内容は、次のとおりとする。

(1) 校外研修（年間8～11日）

(2) 校内研修（年間8日以上）

4 期 間

研修の実施期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間を基本とする。

5 実施主体

中堅教諭等資質向上研修は、県教育委員会が主催し、総合教育センターと教育事務所が市町村教育委員会の協力を得て実施する。

6 実施体制

総合教育センターは、以下のアからエの中堅教諭等資質向上研修の計画及び実施に伴う諸課題等について調査及び検討を行い、必要に応じて宮城県教職員育成協議会研修部会において協議を行う。

ア 実施計画 イ 年間研修計画 ウ 評価 エ その他実施上の諸課題

7 評価及び研修計画【小・中学校・義務教育学校】

- (1) 総合教育センターは、前年度内から、中堅教諭等資質向上研修を受ける教諭（以下、「研修教員」という。）の能力・適性等についての評価の観点及び評価票の様式を作成し、市町村教育委員会に通知する。
- (2) 市町村教育委員会は、必要に応じて観点を加え、研修教員が所属する学校の校長に通知する。
- (3) 研修教員は、評価の観点に基づいて自己評価を行い、校長に提出する。
- (4) 校長は、研修教員の自己評価も参考に、評価の観点に基づいて研修教員の評価を行った上で、研修計画書を作成し、市町村教育委員会に提出する。
- (5) 市町村教育委員会は、校長から提出された評価及び研修計画書の調整を行い、決定後、その結果を教育事務所に提出する。
- (6) 教育事務所は、評価及び研修計画書を、総合教育センターに提出する。
- (7) 校長は、研修計画書に基づいて、研修教員に職務上の命令を発する。

【高等学校・特別支援学校（県立中学校を含む）】

- (1) 総合教育センターは、前年度内に研修教員の能力・適性等についての評価の観点及び評価票を作成し、校長に通知する。
- (2) 校長は、必要に応じて、評価票に学校独自の評価の観点を付加することができる。
- (3) 研修教員は、評価の観点に基づいて自己評価を行い、校長に提出する。
- (4) 校長は、研修教員の自己評価も参考に、評価の観点に基づいて研修教員の評価を行った上で、研修計画書を作成し、総合教育センターに提出する。
- (5) 総合教育センターは、校長から提出された評価及び研修計画書の調整を行い、決定する。
- (6) 校長は、研修計画書に基づいて、研修教員に職務上の命令を発する。

8 実施計画

- (1) 総合教育センターは、実施計画と併せて事前説明動画等を作成し、市町村教育委員会、県立学校長に通知する。
- (2) 実施計画においては、校内研修、校外研修及びその他について必要な事項を定める。

9 校内体制

校長は、授業等の校務に支障がないよう、また、研修時間を十分取ることができるように、校務分掌等において配慮する。

10 評価及び研修報告

- (1) 研修教員は、評価の観点に基づいて、研修以前との比較を含め成果報告書をまとめて自己評価を行い、校長に提出する。
- (2) 校長は、研修教員の自己評価も参考に、評価の観点に基づいて、研修以前との比較

を含め評価を行い、次のように提出する。また、その結果を研修教員の以後の指導や研修に活用する。

イ 小・中学校においては、市町村教育委員会に提出する。

ロ 高等学校・特別支援学校においては、総合教育センターに提出する。

(3) 校長は、校外研修及び校内研修の実績と効果について研修報告書を作成し、次のように提出する。

イ 小・中学校においては、市町村教育委員会に提出する。市町村教育委員会は、研修報告書を総括し、その結果を教育事務所に提出する。教育事務所は、研修報告書を総合教育センターに提出する。

ロ 高等学校・特別支援学校においては、総合教育センターに提出する。

11 その他

この要項は、令和7年4月1日から施行し、令和8年3月31日限り、その効力を失う。